

千葉県弁護士会紛争解決支援センター 申立手続説明書【申立人様向け】

〒260-0013
千葉市中央区中央4丁目13番9号
千葉県弁護士会館内
千葉県弁護士会紛争解決支援センター
TEL 043-227-8431
FAX 043-225-4860

当センターをご利用下さいまして、誠にありがとうございます。
本説明書では、当センターの紛争解決支援手続のご利用をお考えの皆様へ、
申立てに必要な手続の流れをご説明いたします。

①まず、弁護士による法律相談（面談相談）をお受け下さい。

当センターを利用する場合には、申立て（利用申請）の前に、必ず、千葉県弁護士会所属の弁護士による法律相談（面談相談）を受ける必要があります。

弁護士の知り合いがない、弁護士の相談先が分からない等の場合は、千葉県弁護士会（当センターの電話番号・住所と同じです）にお問合せいただき、弁護士会がおこなう法律相談を受けて下さい。

※弁護士が代理人に就かない場合（ご本人申立の場合）

②相談した弁護士から「ADR紹介状」をお受け取り下さい

上記のとおり、当センターに申立てをするには、事前に弁護士による法律相談を受ける必要があります。

そして、法律相談を受けた際、その場で、弁護士から「ADR紹介状」をお受け取り下さい。

③重要事項説明書に署名・押印して下さい

封筒に「重要事項説明書」が同封されています。当センターをご利用いただく前提として、ご理解いただきたい事項をまとめています。

お手数ですが、「重要事項説明書」をすべてお読みいただき、その末尾に署名・押印し、申立書とともにご提出下さい。

④ 申立書の作成

同封の「和解あっせん申立書」に必要事項を記入して下さい。記入例を同封していますので、ご参考下さい。

なお、申立書の書式は、当センターのホームページからダウンロードすることもできます。

⑤ 申立書類の提出

以下の書類を揃えて、千葉県弁護士会紛争解決支援センター宛てにご提出（郵送可）下さい。

- | | |
|---|-------------------------------------------------------------|
| ア | 申立書（相手方の人数+2通）
（封筒に同封されていますので、必要事項をご記入のうえご提出下さい。） |
| イ | ADR紹介状 （法律相談の弁護士から受け取って下さい） |
| ウ | 重要事項説明書 （封筒に同封されています。書面末尾に申立人の署名押印が必要です。） |
| エ | 参考事項照会書 （封筒に同封されていますので、必要事項をご記入のうえご提出ください。） |
| オ | 証拠書類の写し（相手方の人数+2通） （あるもの全て） |
| カ | 資格証明書 （当事者が法人、法定代理人等の場合のみ必要。よく分か |

※ できる限り申立書は提出前にコピーをとり、写しを手元に保管しておいて下さい。

※ 弁護士が申立代理人に就任する場合は、弁護士の指示に従い申立
手続をおこなってください。

以上、宜しくお願い申し上げます。

なお、上記の手続にご不明な点、ご質問等がある場合は、当センターの上記連絡先までお問合せ下さい。